

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月1日
【会社名】	株式会社三陽商会
【英訳名】	SANYO SHOKAI LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 平林 義規
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷本塩町6番14号
【電話番号】	東京03(3357)局4111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務統轄本部 経理部長 土田 立司
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷本塩町6番14号
【電話番号】	東京03(3357)局4111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務統轄本部 経理部長 土田 立司
【縦覧に供する場所】	株式会社三陽商会 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号クラブウアネックスビル7階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年5月28日開催の当社第83期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円 総額713,742,260円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

大江 伸治、平林 義規、加藤 郁郎、二橋 千裕、安田 育生、村上 佳代及び濱田 吉朗を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

伊藤 六一及び大谷 秋洋を監査役に選任するものであります。

< 株主提案（第4号議案） >

第4号議案 剰余金の配当（特別配当）の件

特別配当として下記のとおり配当すること。

配当財産の種類

金銭

財産の割当てに関する事項及びその総額

第83期定時株主総会において可決された当社が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（もしあれば）に加えて、1株当たり1,200円を配当する。

本議題に従って支払われる特別配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、2026年8月31日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年8月31日

配当金支払開始日

2026年9月16日

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	65,993	4,614	60	(注)1	可決(93.04%)
第2号議案				(注)2	
大江 伸治	65,473	5,134	60		可決(92.31%)
平林 義規	53,658	5,243	11,766		可決(75.65%)
加藤 郁郎	65,588	5,019	60		可決(92.47%)
二橋 千裕	65,297	5,310	60		可決(92.06%)
安田 育生	65,314	5,293	60		可決(92.09%)
村上 佳代	65,826	4,781	60		可決(92.81%)
濱田 吉朗	63,351	7,256	60		可決(89.32%)
第3号議案				(注)2	
伊藤 六一	66,206	4,401	60		可決(93.35%)
大谷 秋洋	52,742	17,865	60		可決(74.36%)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

<株主提案(第4号議案)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第4号議案	17,473	53,131	61	(注)	否決(24.64%)

(注) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決又は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上